

令和5年3月30日

R5-9 国営越後丘陵公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案) に関するご意見募集結果について

国営越後丘陵公園では、運営維持管理業務について令和6年2月からも引き続き一般競争入札（総合評価落札方式）による業務委託を実施する予定としております。

このたび、運営維持管理業務一般競争入札実施要項を定めるにあたり、広く国民の皆様からのご意見伺うため、令和5年2月13日（月）から2月27日（月）までご意見を募集いたしました。

今回、皆様からお寄せいただいたご意見とこれに対する回答について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、お願いいたします。

1. 意見募集対象

「R5-9 国営越後丘陵公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

2. 問合せ先

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

電話番号：025-280-8755（直通）

※お問合せ受付は、電話のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

「R5-9 国営越後丘陵公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	実施要項、別紙資料 ・入札実施要項(案) P1-2 1.1.1対象施設の概要 ・別紙資料 別紙P1-2 主要公園施設一覧、主要建築物一覧 ・別紙資料 別紙P74～ 個別仕様書(施設・設備維持管理)	令和6年度に「かわべの里」が、令和8年度に「森のめぐみの里」が追加供用する予定とされています。 かわべの里については駐車場の規模や芝生・林地管理の数量が示されていますが、その他の管理施設の規模や仕様は示されておりません。同様に、森のめぐみの里についてはエリア面積以外の具体情報が示されておりません。 上記2エリアの供用後の運営維持管理にあたっては、当初契約から仕様や数量が大きく変動するものと思われるため、「契約変更の対象とする」旨を実施要項等にあらかじめお示しいただきたい。	当初契約に追加供用箇所の管理に要する費用を計上しており、入札公告時に数量総括表や見積参考資料等の積算に関する資料で公表します。
2	実施要領 ・入札実施要項(案) P10 1.2.4 (3) ・入札実施要項(案) P16 1.3.3 (3) ・入札実施要項(案) P19 1.3.5 (2) ・入札実施要項(案) P38 4.2.4 ・入札実施要項(案) P41 5.1.3 表9 標準評価項目及び得点配分	上記の各ページに、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、 <u>収益の一部</u> を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出する」等とありますが、記載中の「収益の一部」を「利益の一部」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、各該当箇所について「収益の一部を……」を「利益の一部を支出して行う……」へ修正します。
3	実施要項 ・入札実施要項(案) P10 1.2.4 (3) ・入札実施要項(案) P41 5.1.3 加算点項目 表9	入札実施要項(案) 1.2.4 収益施設等設置管理運営業務では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされています。 入札実施要項(案) P41 5.1.3 加算点項目 表9 10) 自主事業の提案項目では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされています。の記載内容を反映し、入札実施要項(案) P41 5.1.3 加算点項目 表9 10) 自主事業の提案項目は、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、 <u>利益の一部</u> を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。 意見2と関連	ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目、表9,10)自主事業の提案の評価項目を「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営と指定する既存施設の改修運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」に修正します。
4	実施要項、別紙資料 ・入札実施要項(案) P11-13 1.3.1 包括的な質の設定 ・入札実施要項(案) P15 1.3.3 創意工夫の発揮 (1) 企画提案 ・入札実施要項(案) P37 4.2.3 企画書の内容 企画提案 ・入札実施要項(案) P40 5.1.3 加算点項目 表9 標準評価項目及び得点項目 ・別紙資料 別紙P421 提出様式2-2-5 多様な利用プログラムの提供に関する提案	「多様な利用プログラムの提供」について、開催回数 が包括的な質に定められていますが、他のイ号国営公園と同様、包括的な質および企画提案項目から除外していただきたい。	里山フィールドミュージアムで利用プログラムを開催することにより、健康ゾーンだけではない公園全体の魅力を発信し、利用者数確保と満足度向上に努めることを目的として設定しているため、原案のとおりとします。
5	実施要項 ・入札実施要項(案) P12-13 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質	令和6年度～令和8年度の公園利用者数の確保の達成すべき質として示されている平成30年度～令和3年度の実績平均値の数値を再確認いただきたい。 同様に、令和9年度の数値も再確認いただきたい。	数値に誤りがあったため、公告時には再計算した数値を記載します。

「R5-9 国営越後丘陵公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
6	実施要項 ・入札実施要項(案) P12-13 1.3.1包括的な質の設定 表4 包括的な質	情報受発信における達成すべき質としてSNSによる情報発信の件数が示されていますが、その根拠・考え方を示しいただきたい。	R3-4の1 SNSあたりの投稿件数を数え、情報発信の件数を算出しています。なお、現在運用中のSNS (Twitter、Instagram、Facebook) を合わせての投稿件数とします。
7	実施要項 ・入札実施要項(案) P20 1.3.5委託費の支払い方法	(3)法令等変更による増額費用及び損害の負担において、「本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃、消費税その他の税制度の新設」以外の増加費用及び損害については事業者が負担と示されています。 複数年契約の本業務は、年毎に物価高騰の影響を受けることが予想されます。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によれば、適正な労務単価による積算が必要とされており、また、法律で定められた最低賃金の増額も近年著しい状況です。これらは、「本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令」として、委託費に反映されるべきと考えます。 契約年度の労務単価等で4年間分積算されているため、執行段階で毎年の物価上昇や労務単価上昇分等が計上されていません。「スライド条項」のように、年毎の変動が業務費に適正に反映できるよう、単年度毎に、労務単価、燃料単価などを見直した契約変更ができるようにしていただきたい。	物価変動への対応については、実施要項(案) P21の表6中「物価変動」の項に基づき対応することとしています。
8	実施要項、別紙資料 ・入札実施要項(案) P21 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項(5)表6 事業者と北陸地方整備局の責任分担 ・別紙資料 別紙P22 共通仕様書(案) 第6条 「北陸地方整備局と事業者の責任分担一覧」内「物価変動」	上記のそれぞれの表の物価変動の項目において、「但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」とありますが、物価変動の具体的な指標(例えば「統計法に基づく賃金構造基本統計」、「公共工事設計労務単価」、「建設物価」など)について示しいただきたい。また、また変動の基準日はいつからなのかを明確に示しいただきたい。	物価変動の指標について、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
9	実施要項、別紙資料 ・入札実施要項(案) P21 1.3.6費用負担等に関するその他の留意事項(5)表6 事業者と北陸地方整備局の責任分担 ・別紙資料 別紙P22 共通仕様書(案) 第6条 表1 北陸地方整備局と事業者の責任分担 ・別紙資料 別紙P104 個別仕様書(施設・設備維持管理) 第6条 除雪対象箇所	施設・物品等の修繕の項目と同様に、除雪費の上限額の設定を要望します。 あわせて、施設・設備維持管理業務における利雪(除雪)について、里山フィールドミュージアム閉鎖期間中(11~3月)、当該エリアにかかる除雪は運営維持管理業務の対象外とすることを要望します。	除雪は、過去の実績より平均的な費用を計上しており、委託費の支払限度額の範囲のなかで対応することとしています。
10	実施要項 ・入札実施要項(案) P34 4.1 入札の実施手続き及びスケジュール(予定)	入札等に関する質疑応答(申請・企画書・積算)について、ご回答いただけるものは、回答期限の最終日前に順次ご回答いただきたい。	今後の入札手続きを進める上での参考とさせていただきます。
11	実施要項 ・入札実施要項(案) P43 5.2.2 総合評価の方法 表10 基本項目審査の評価基準	区分「業務に対する認識」において「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」とありますが、企画書に記載された実施方針とは、「提出様式1-6 実施方針」のことを指しているということでしょうか。	ご指摘のとおり、「様式1-6実施方針」を指します。

「R5-9 国営越後丘陵公園運営維持管理業務一般競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
12	実施要項 ・入札実施要項(案)P47 5.2.2 総合評価の方法 (6) 加算点項目審査の評価方法 b) 賃上げの実施に関する評価の評価基準 賃上げが未達成だった場合等の減点	「天変地異等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。」とありますが、やむを得ない事情に「ウイルス等による感染症のまん延等の影響」を加えてお認めいただきたい。	賃上げが未達成だった場合等の減点について、同頁内に記載の1)、2)、3)に示す事象以外の事象等については個別に確認させていただきます。
13	別紙資料 ・別紙資料 別紙P14 運営維持管理基本方針 2.2 今後の運営維持管理の基本方針 基本方針6)	本方針に、新規供用予定の「かわべの里」は含まれておりますが、「森のめぐみの里」は含まれておりません。現時点で示すことが可能な方針がありましたらご提示いただきたい。	基本方針に追加します。
14	別紙資料 ・別紙資料 共通仕様書(案)別紙P33 第20条 委託費の支払い<積算体系>	植物管理業務および施設・設備維持管理業務、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務(園内巡視等)において、共通仮設費や現場管理費などの間接経費を計上いただきたい。または、業務費積算において、間接経費を含めた単価での積算をお願いしたい。	積算体系は記載のとおりです。業務を実施する上で必要な費用は計上しています。
15	別紙資料、別添資料 ・別紙資料 別紙P52-53 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案) 第21条 行為の許可申請の調整等 ・別添資料 別添P142-143 別添21 許認可事務	近年、増加傾向にあるドローンによるロケーション撮影にかかる行為許可の申請など、軽微な行為許可の案件については、あらかじめ国と受託者間で申し合わせの上、手続きを簡素化できる旨、本条項に盛り込んでいただきたい。 また並行し、本申請にかかる事務手続きの効率化のためのDXを検討し、デジタル上での申請許可手続きのプラットフォームを構築いただきたい。	ご意見中の「軽微な行為許可」の対象範囲及び具体的な手続き簡素化方法が明らかでないため原案のとおりとしますが、今後の運営維持管理業務の参考とさせていただきます。
16	別紙資料 ・別紙資料 別紙P73 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案) 第9章 かわべの里MTB多目的パーク管理	バイクの貸出やヘルメット等の保護具の着用について明示されていますが、これらの物品調達および更新は国が実施し、受託者に貸与されるものであることを明確にしていきたい。	ご意見を踏まえ、物品調達および更新は国が実施し、日常的な点検、修繕は徴収した利用料金にて実施することを追記します。
17	別紙資料 ・別紙資料 別紙P73 個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案) 第9章 かわべの里MTB多目的パーク管理	MTB多目的パーク管理にかかる仕様は整理されていますが、対象エリア図や利用イメージ図、管理施設の仕様等の詳細情報をお示しいただきたい。	公告時には、その時点において提示可能な情報を提示します。
18	別紙資料 ・別紙資料 別紙P103-104 個別仕様書(施設・設備維持管理) 第60条 出動基準 第61条 圧雪対象箇所	圧雪車の出動等について仕様に定められていますが、圧雪作業に欠かせない「圧雪車」は国が受託者に貸与するものであることを明示いただきたい。	圧雪車は、事業者側で調達する(リース)車両です。
19	別紙資料 ・別紙資料 別紙P135 収益施設等設置管理運営規定書(案) 第12条 運営日時等の2	「北陸地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とありますが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。	天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合は、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなりますので原文のままとします。
20	別紙資料 ・別紙資料 別紙P400 提出様式1-6 実施方針 別紙P415 申請書類における留意事項について 別紙P434 別添 企画書の提案に関する注意事項等 別紙P438 様式3-3 収益施設の運営に関する提案	白黒片面印刷で提出となっていますが、カラーでの提出を認めていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「白黒片面印刷で提出すること」「白黒またはカラーの片面印刷で提出すること」
21	別紙資料 ・別紙資料(案) 別紙P440-443 (様式3-4-2)～(様式3-4-5)	上記の各様式において、「仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」とありますが、「料金」の記載を削除していただきたい。	ご意見を踏まえ、各様式の注釈「仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」を「仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。